平成２７年（フ）第７３号
福島県岩瀬郡鏡石町不時沼４番地６
債務者　船岡由美子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　卓也
4　破産債権の届出期間　平成27年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
青森県五所川原市字蘇鉄46番地12
債務者　三浦　　論
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑輔
4　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
青森県五所川原市字蘇鉄46番地12
債務者　三浦つきみ
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑輔
4　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
徳島県阿南市伊島町瀬戸131番地２
債務者　尾崎　裕介
1　決定年月日時　平成27年７月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端村　　亮
4　破産債権の届出期間　平成27年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第３１２号
北九州市八幡西区岩崎３丁目２番３号
債務者　でぶやこと　秋吉　俊雄
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　伸城
4　破産債権の届出期間　平成27年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６０号
北海道苫小牧市ときわ町６丁目１番16号
コーポ柳井Ａ棟１階
債務者　三橋　直仁
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　耕平
4　破産債権の届出期間　平成27年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月２日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１６号
長崎県対馬市上県町女連61番地
債務者　糸瀬ノリ子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一愛
4　破産債権の届出期間　平成27年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第５４８号
東京都昭島市緑町５―13―22、住民票上の住所東京都昭島市松原町２丁目10番８―208号
債務者　藤井　嶺雄
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　博文
4　破産債権の届出期間　平成27年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６０３号
さいたま市南区大字太田窪2962番地10
債務者　和田　純一
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀之内幸雄
4　破産債権の届出期間　平成27年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月６日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
静岡県伊豆の国市原木1189番地の12　セピアム21　301号室、住民票上の住所静岡県田方郡函南町上沢951番地の87
債務者　佐藤きくい
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　真理
4　破産債権の届出期間　平成27年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４４号
神奈川県藤沢市遠藤866番地の１　ラルフェリス102
債務者　半場　伸和
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　　豊
4　破産債権の届出期間　平成27年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０３１号
横浜市戸塚区上倉田町1909番地１　コーポ桂104号
債務者　佐藤　信幸
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小圷　淳子
4　破産債権の届出期間　平成27年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７号
兵庫県多可郡多可町中区安楽田503番地
債務者　三村商店こと　三村　勝徳
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　耕司
4　破産債権の届出期間　平成27年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第４７７号
広島市南区東雲２丁目12番６号
債務者　宗近　哲美
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀舎　大悟
4　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
広島地方裁判所民事第４部